

平成三十一年二月十五日受領
答 弁 第 二 〇 号

内閣衆質一九八第二〇号

平成三十一年二月十五日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 大島 理 森 殿

衆議院議員初鹿明博君提出危険運転致死傷罪の条文に強制停車行為を明記することに関する質問に対し、
別紙答弁書を送付する。

衆議院議員初鹿明博君提出危険運転致死傷罪の条文に強制停車行為を明記することに関する質問に対する答弁書

御指摘の事件は、現在、公判係属中であり、その判決が確定していない段階で、御指摘の判決の内容を前提として法律の改正の要否についてお答えすることは差し控えたい。